

令和 2 年度第 2 回長崎県公共事業評価監視委員会

日 時：令和 2 年 8 月 28 日（金）
16 時 00 分～17 時 24 分
場 所：出島交流会館 11 階大会議室

— 午後 4 時 0 分 開会 —

1. 開 会

○事務局（金子） 定刻になりましたので、ただいまから、令和 2 年度第 2 回長崎県公共事業評価監視委員会を開会いたします。

委員の皆様におかれましては、暑い中の現地調査、まことにありがとうございました。引き続き、詳細審議をお願いいたします。

本日の委員会の出席者数でございますが、梅本委員から欠席の連絡があっております。7 名中 6 名の出席となっており、委員総数の過半数に達しておりますので、長崎県政策評価条例第 11 条の規定により、本委員会が成立していることをご報告いたします。

それでは、審議の進行について、井上委員長、よろしくをお願いいたします。

2. 審 議

詳細審議対象事業（再評価）の説明及び審議

①【道建－10】滑石町線街路事業（大神宮工区）

○井上委員長 それでは、これより議事に移りたいと思います。

委員の皆様方には、暑い中の現地調査、大変ご苦勞さまでした。それから、事業担当課の皆様にも、現地での説明、ありがとうございました。

まず、県の街路事業、【道建－10】滑石町線（大神宮工区）についての補足説明をお願いしたいと思います。

○説明者（長崎振興局） 長崎振興局都市計画課の川原でございます。よろしく願いいたします。

それでは、街路事業 都市計画道路滑石町線（大神宮工区）の再評価について説明いたします。

2 ページをご覧ください。

まず、事業の目的等についてご説明いたします。

図面の赤色で示している区間が大神宮工区になります。本事業は、沿線の開発による交通渋滞が発生していることから、交通環境の改善を図ることを目的とした、延長 850 メートル、幅員 30 メートルの街路事業でございます。なお、青色で示しております横道工区につきましては、平成 25 年度に供用開始しており、交通の円滑化が図られてい

るところです。事業進捗率は、事業費ベースで約 44%、用地進捗率は、面積ベースで約 75%の進捗となっております。

3 ページをご覧ください。

事業費の見直しについてでございます。

今回、全体事業費は 60 億円から 67 億円への増額となります。増額理由としまして、電話基地局の補償において、当初、切取改造を想定しておりましたが、詳細な建物調査の結果、機器の配置関係などから切取改造は困難と判明し、事業費が約 6 億円増額となっております。その他、労務費や資機材単価の上昇による増額が 1 億円でございます。

4 ページをご覧ください。

続きまして、事業期間の見直しについてです。

電話基地局の移転において、当初は N T T の敷地内において切取改造する計画でしたが、切取改造ができないことが判明し、また、移転中も基地局としての機能を維持しながらの移転となるため、隣接する十八銀行の残地を活用して再築することとなりました。しかしながら、十八銀行の移転が、当初、滑石支所との合築による移転となっていたものが単独による移転に変更となり、結果、建物の移転調整に不測の日数を要したことから、工期を延長するものであります。

5 ページをご覧ください。

第 1 回委員会において指摘がありました費用対効果に関する件について、ご説明いたします。

まず、総便益が約 182 億円から 176 億円に約 6 億円減少しておりますが、この要因としましては、事業期間の延長によるもの、また、平成 30 年 2 月に費用便益分析マニュアルの改訂による県単位の見直しが挙げられます。

次に、総費用が 107 億円から 154 億円に約 47 億円増加しております。この要因としましては、事業費の増加が挙げられます。この結果、費用対効果につきましては、1.7 から 1.15 になっております。

6 ページをご覧ください。

今後の事業の見通しについてでございます。

右側の図面①の区間、起点から大神宮交差点までを令和 4 年度までに完了させる予定です。また、電話基地局の移転完了予定が令和 4 年度末であることから、引き続き図面の区間を着手し、令和 6 年度までに完了する予定となっております。図面③の区間につきましては、令和 4 年度から 6 年度までの工事を予定しており、工区全体として、令和 6 年度完了予定となっております。

以上で説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○井上委員長 それでは、ただいま説明がありましたこの事業につきまして、ご意見、ご質問等があれば、よろしくお願いいたします。

○五島委員 先ほど現地を見させていただいたんですけども、この真ん中の図面のと

ころの黒い点線で囲まれたあたり、360メートルのあたりですね、先ほど行ってきたんですけれども、かなり広く拡張されていて、護岸がかなりゆったりと整備されているということで、それで、親水護岸のような形で、その360メートルのところを公園のように整備されるというふうに、今、拝見してきました。

そこまで公園のように護岸を整備するのであれば、その設計というのはどこがやって、その図面というのはいまもう上がっているんですか。

○説明者（長崎振興局） 護岸部分につきましては、この後説明を行います、市の大井手川の護岸になりますので、申し訳ありませんが、そちらのほうでお尋ねいただければと思います。

○説明者（長崎市） 長崎市です。護岸の分ですけど、それは市のほうで設計しております。水路の設計はですね。道路は、県のほうで設計しております。

なぜあそこは広いかという話ですけど、

○五島委員 なぜ広いかというか、そのデザインとか、そういうようなものがわかる図面というのはいま共有できるんですか。

○説明者（長崎市） 工事用、私どもが工事しています図面ですか。

○五島委員 はい。

○説明者（長崎市） それは、今、ここにはお持ちしてないんですけど、委員のほうが見てみたい、欲しいという話であれば、提供はできます。

○五島委員 きっとあれだけの護岸工事になると、それこそ舗装材とか仕上げ材とかが新しく入ると思うんですけども、そういうような素材というのは、県の内部のものを使われるのか、それとも他県のものを使われるのか。

なぜそういうことを言うかといいますと、やっぱり公共工事でかなり多くのお金を使うので、やっぱり工事の材料とかそういうものをできるだけ県内のもの、地場の産業とかを盛り立てるような形でやったほうがいいと思うので、いつも中央とかからそういうのを持ってくると、中央だけにお金が落ちるような形になるので、そういう工事のデザインと素材というのがどういう感じで計画されているのか、ちょっと知りたいなと思いました。

○説明者（長崎市） 工事資材につきましては、今、委員が言われましたように、県内産のものを使うようにはしています。

デザイン的なものにつきましては、設計委託の中で、まず、あそこは親水性をするために、地元の方とか市民の方も入れてワークショップ等をしながら決めていって、最終的に親水性の、今やろうとしているものが、図面が出来上がっているんですけど、その資材につきましては、県内の工場とかでつくるものを使用するようにしております。

○五島委員 設計は、県内ですか。

○説明者（長崎市） 日水コンと言いまして、これは市外ですね。

○五島委員 市外？

○説明者（長崎市） はい。

○五島委員 外の？

○説明者（長崎市） 市内の業者じゃないということです。よろしいですか。

○井上委員長 ほかにご意見は。

○中村委員 工期が延びる点につきましては、よくわかりました。それで、補足説明(3)の費用対効果のところですけども、一つ教えていただきたいのは、前回評価のときの事業費が107億円、今回の評価では154億円というふうに47億円近く増えているんですけども、事業費の見直し、今回は7億円増加となっています。この差額、39億円というのはどこの費用なんですか。

○説明者（長崎振興局） 総事業費の増額分について、47億円の増加ということでございますけれども、こちらのほうが、事業費の増というのは、この工区で7億円あります。ここの事業の場合、先に完成しております横道工区と一緒にしているということで、そちらのほうが、前回の評価のときと比べて8億円上がっております、全体で15億円上がっております。総事業費は、現在価値に換算したものでありまして、単純の増としては、今ご説明しました7億円と8億円の合計15億円分が事業費としての単純増でございます、その部分が、換算したときに47億円という形になるものでございます。

○中村委員 インフレ率を加味したということですね。わかりました。

○井上委員長 ほかにあれば、よろしくお願ひします。

ほかにございませんか。

質問もないようですので、この道建-10については、対応方針（原案）どおり認めるということで、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井上委員長 それでは、原案どおり認めるということで決定をさせていただきます。ご苦労さまでした。

①【河川-8】大井手川都市基盤河川改修事業

○井上委員長 次に、【河川-8】大井手川でございますが、これについては、現地を見せていただいて、先ほど説明のあった、大神宮工区の進捗次第ということでよくわかりました。特に説明については求めておりませんけれども、特別に何か質問したいということがあれば、先ほど一つ質問がありましたが、ほかに大井手川についてご質問があれば、よろしくお願ひいたします。

何かございませんか。

○岡委員 先ほど現地に行かせていただきまして、大きな石を積んでいらっしやって、リサイクルをされるということで、よくこの会議でも、リサイクルができるとか、できないとか、土の種類によってできなかつたりということ、意見がよく出ておりましたけれども、今回は使える部分があるということで、現場を見て納得をしました。今回は意

見だけで、質問ではありませんけれども、現地に行って、そういう小さいところも確認できてよかったと思います。

○井上委員長 大井手川については、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井上委員長 それでは、大井手川については、原案どおり認めるということで決定をさせていただきます。

②【河川－1】時津川総合流域防災事業

○井上委員長 次に、【河川－1】時津川でございます。これについては、補足説明をお願いいたします。

○説明者（長崎振興局） 長崎振興局建設部河川課の橋口と申します。

【河川－1】総合流域防災事業 時津川についてご説明いたします。よろしくお願ひいたします。

2 ページをご覧ください。

審議経過につきまして、本事業は、昭和 63 年の事業採択を受けまして、当初の平成 10 年度の審議以降、4 回の審議を実施しておりまして、前回の平成 27 年度から 5 カ年経過により、今回の審議を行っていただくものでございます。なお、事業期間及び事業費の変更はございません。

3 ページをご覧ください。

本事業の目的につきましては、河川改修の実施によりまして、洪水に対して安全な河道を確保し、河川の氾濫を防止するものでございます。

事業概要としましては、右上の表にもございますけれども、治水上の安全度を 100 分の 1、すなわち、長崎大水害と同等の規模の洪水を安全に流下させることができる水準を目標といたしまして、延長 2,700 メートルにおける河道拡幅、河床掘削、護岸整備及び橋梁架け替えを行っております。

事業経過としましては、昭和 63 年度の工事着手後、左下にも記載しておりますけれども、事業進捗率としましては 86%となっております。

4 ページをご覧ください。

事業の効果と必要性につきまして、時津川流域は、今から 38 年前となります昭和 57 年 7 月 23 日の長崎大水害で大きな被害を受けまして、写真にもございますように、非常に被害が出まして、650 戸もの家屋が浸水しているという状況でございます。

想定氾濫区域内には時津町役場、時津警察署、時津小学校等の公共施設等多くの家屋があり、国道 206 号などの主要幹線道路も走っております。最近では、こちらの写真にもございますように、古川橋上流の時津公民館付近で浸水被害が発生しております。本事業の実施により、これらの被害が解消される見込みとなっております。

5 ページをご覧ください。

社会経済情勢等の変化としましては、前回の平成 27 年度再評価時と比較した場合は、大きな変化はございませんが、事業化当時の昭和 63 年度と比較しますと、長崎市のベッドタウンとして家屋が増加し、また、郊外型大型商業施設等も増加しております。

6 ページをご覧ください。

事業の投資効果につきましては、浸水区域内の資産や費用対効果算定マニュアルの改訂等によりまして、便益が少し下がりまして、費用対効果が、前回評価時の 5.67 から 4.94 に下がっておりますけれども、事業効果は十分に期待できると考えております。

7 ページをご覧ください。

最後に、対応方針（原案）としまして、本事業は、河川改修により、長崎大水害と同規模の洪水に対して安全な河道を確保し、人命・資産等を守る事業でございます。事業費の増額、期間の延長等もなく順調であり、費用対効果も十分に見込まれることから、事業継続としたいと考えております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○井上委員長 ただいま説明がありました、時津川総合流域防災事業について、ご意見、ご質問等があれば、よろしく願いいたします。

ありませんか。

○大嶺副委員長 工事の進捗は大分進んでいると思うんですけど、予定としていつごろまでに完了するとか、そういったのはあるんでしょうか。

○説明者（長崎振興局） 令和 10 年度ということで、こちらは 2 ページのほうに、第 5 回審議のところにも記載させていただいておりますけれども、工期の完了時期としまして令和 10 年度ということで、ここを目標に進めているところでございます。

○大嶺副委員長 わかりました。令和 10 年ということなんですけれども、また、いろいろ立ち退きとか工事の進捗状況によっては、もっとずれ込むとかそういったことが考えられるんでしょうか。

○説明者（長崎振興局） そういった可能性もなくはないと思っておりますが、できる限り令和 10 年度の完成に向けて進めてまいりたいと考えています。

○大嶺副委員長 わかりました。ありがとうございます。

○山本委員 早期の完成をお願いしたいと思うんですが、参考までに、直接今回の事業と関係ないんですが、お聞きしたいんですけれども、今回の事業実施区域よりももっと上流域のほうの都市開発の状況というのは、どんな具合になっているんですか。私はあまり詳しくないので、お聞きしたいんですが。

○説明者（長崎振興局） 5 ページのほうにも、事業着手時から比べた場合の写真としましては、昭和 62 年に撮影されたもの、それから、5 年前の平成 27 年に撮影されたものということで、この時間の経過とともに、若干宅地造成とかそういったものが進行しているという状況はございます。

そういったところの中で、国道沿いには郊外型の大型商業施設等も増加している、そ

ういう変化があっておりまして、そういった観点からも、特に、現在進めている付近の改修というの積極的に進めてまいりたいと考えております。

○山本委員 状況によっては、また上流域に少し延びていく可能性もあるということですよ。

○説明者（長崎振興局） 事業区間といたしましては、3ページにお示ししているんですけども、改修延長は2,700メートルということで、かなり上流のほうまで予定をしております、図が小さいんですけども、国道で井手園交差点というところがございまして、そこよりも少し下に水道橋と、今日、現地でもご説明した橋梁がありますけど、そのあたりまでが一番、今、最優先で改修を進めております、その上流につきましては、部分的な改修で、一部の橋梁を架け替えたり、一部の護岸のところを拡幅したり、そういったことのできるというふうと考えております、そういったところを、今後、鋭意進めてまいりたいと考えております。

○山本委員 今回の実施区域よりも、その上流のほうは、まだそんなに宅地開発みたいなのは、今のところはないということですよ。

○説明者（長崎振興局） というか、かなり進行はしていると思っておりますが、河川のほうも一定の能力を持っていると考えております、今工事を行っている水道橋付近が能力があまりないネック部というふうに捉えているんですけども、その上流につきましては、そういった開発に対しても一定の安全性を持っているのかなというふうに思っているところでございます。

○山本委員 わかりました。ありがとうございます。

○井上委員長 ほかにありませんか。

○岡委員 現地でもお話がありましたけれども、昭和57年の長崎大水害のときに被害があった河川の中で、これがほぼ最後の改修する地区だろうということでお話を伺いまして、まだ移転を交渉中の土地もあるとのことでしたけれども、順調に交渉が進んで、無事に河川の改修が済むことを祈っております。

今日の現地調査は大変わかりやすく、有意義で参考になりました。どうもありがとうございました。

○井上委員長 ほかにございせんか。——ないようですね。

私のほうからも、先ほど岡委員からも話がありましたけれども、特に河川の事業担当課にお願いしたいことは、最近、豪雨被害が非常に多発しております、河川の氾濫等をテレビ等でもよく見るようになりました。移転補償とか、予算の獲得など大変ご苦労も多いというふうに思っておりますけれども、やはり今の時代は県民の関心も高いと思いますので、ぜひ予算の獲得等についても頑張ってくださいたいと、なるだけ早期に完成できるように、その効果を発揮できるように頑張ってくださいたいということをお願いしたいと思います。

○説明者（長崎振興局） 県といたしましても、県民の安全・安心の確保のために、今

後とも努力して、できる限り早期の完成に向けて頑張っていきたいと思っております。
よろしく願いいたします。

○井上委員長 よろしく願いいたします。ありがとうございました。

説明のほうは、以上です。

それでは、時津川総合流域防災事業については、原案どおり認めるということにより
しいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井上委員長 ありがとうございます。

それでは、原案どおり認めるということで決定をさせていただきます。

以上で、本日の審議につきましては、全て終了いたしました。

本日までの委員会での意見につきましては、取りまとめの上、意見書として知事に提
出をしたいと考えております。

この後、担当課から説明があると思えますけれども、知事への意見書提出については、
9月9日午後3時からと伺っております。再度説明があると思えますが、委員の皆様方、
もし時間がとれましたら、ぜひご同席いただければというふうに思っております。

この意見書案について、この議題にはありませんでしたけれども、追加をさせていた
だいて、その他で意見書案についての協議をしていただきたいと思いますと思っております。

それでは、これからその他の報告事項がありますが、10分間休憩をいたします。

— 午後 4時28分 休憩 —

— 午後 4時37分 再開 —

— 以下 審議外 —